

「大学の資産運用実態把握等調査」 の結果について

令和8年7月22日

目 次

○調査概要	P 1
○調査結果	P 2
(1) 国立大学法人	P 2
(2) 公立大学法人	P 9
(3) 学校法人	P14

【項目】

- ・運用対象資産構成（グラフ、表）
- ・運用資産規模別、認定基準別の認定状況（国立大学法人のみ）
- ・規模に応じた運用状況・大規模法人の中での二極化の状況（学校法人のみ）
- ・オルタナティブ資産の保有状況
- ・自家運用と外部委託運用等の割合
- ・資産運用体制（資産運用の規程・方針等、人材・機関等）
- ・アセットオーナー・プリンシプルの受入状況

大学の資産運用実態把握等調査の概要

趣 旨

「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版」（令和7年6月13日）において、「ポートフォリオを始めとする資産運用・資産管理に係る実態把握を進める」とされていることを踏まえ、今後の施策立案等の参考とするため、国立大学法人、公立大学法人、学校法人に対して、資産運用の実態把握等に係る調査を実施。

調査時期・対象

- ・実施時期 令和7年10月～令和8年2月
- ・調査時点 令和7年3月31日時点（令和6年度決算結果に基づき回答）
- ・調査対象 国立大学法人、公立大学法人、学校法人

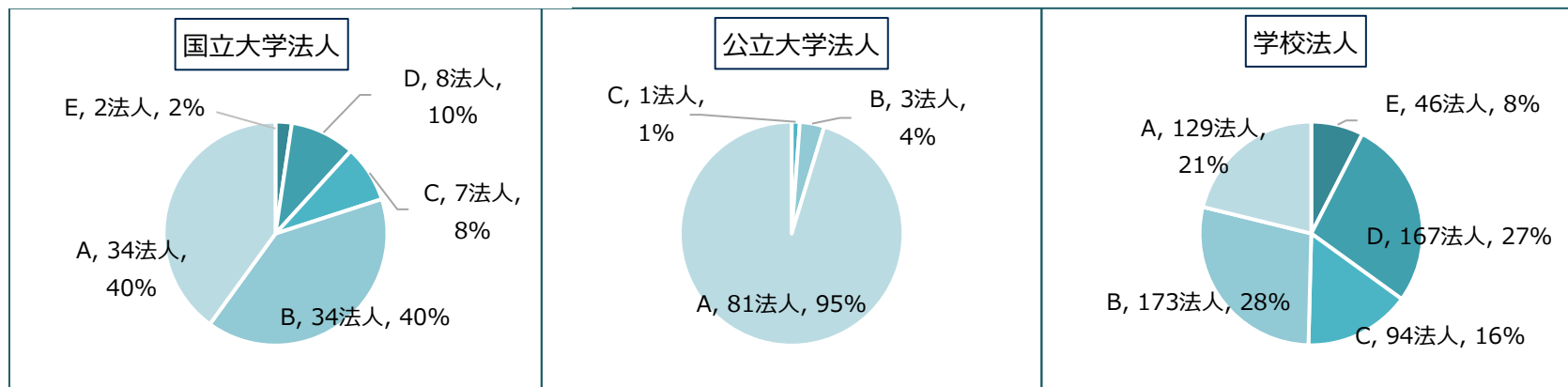
	国立大学法人	公立大学法人	学校法人
調査対象法人数	85 法人	85 法人	665 法人
集計（回答）法人数	85 法人	85 法人	609 法人
回答率	100 %	100 %	91.6 %

（※）学校法人：大臣所轄学校法人のみ

調査項目

- 資産運用実態について
 - ・所有する有価証券の種類・金額 等
- 資産運用体制について
 - ・資産運用の実施状況、運用規程の整備状況
 - ・運用目標・運用方針・基本ポートフォリオの設定状況
 - ・運用のための人材・機関の設置状況
- アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況

運用対象資産規模別の法人数



◆運用対象資産規模による区分

- A（10億円未満）
- B（10億円以上～50億円未満）
- C（50億円以上～100億円未満）
- D（100億円以上～500億円未満）
- E（500億円以上）

（※）国立大学法人の運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）+投資その他資産（有価証券）+金銭の信託の合計。

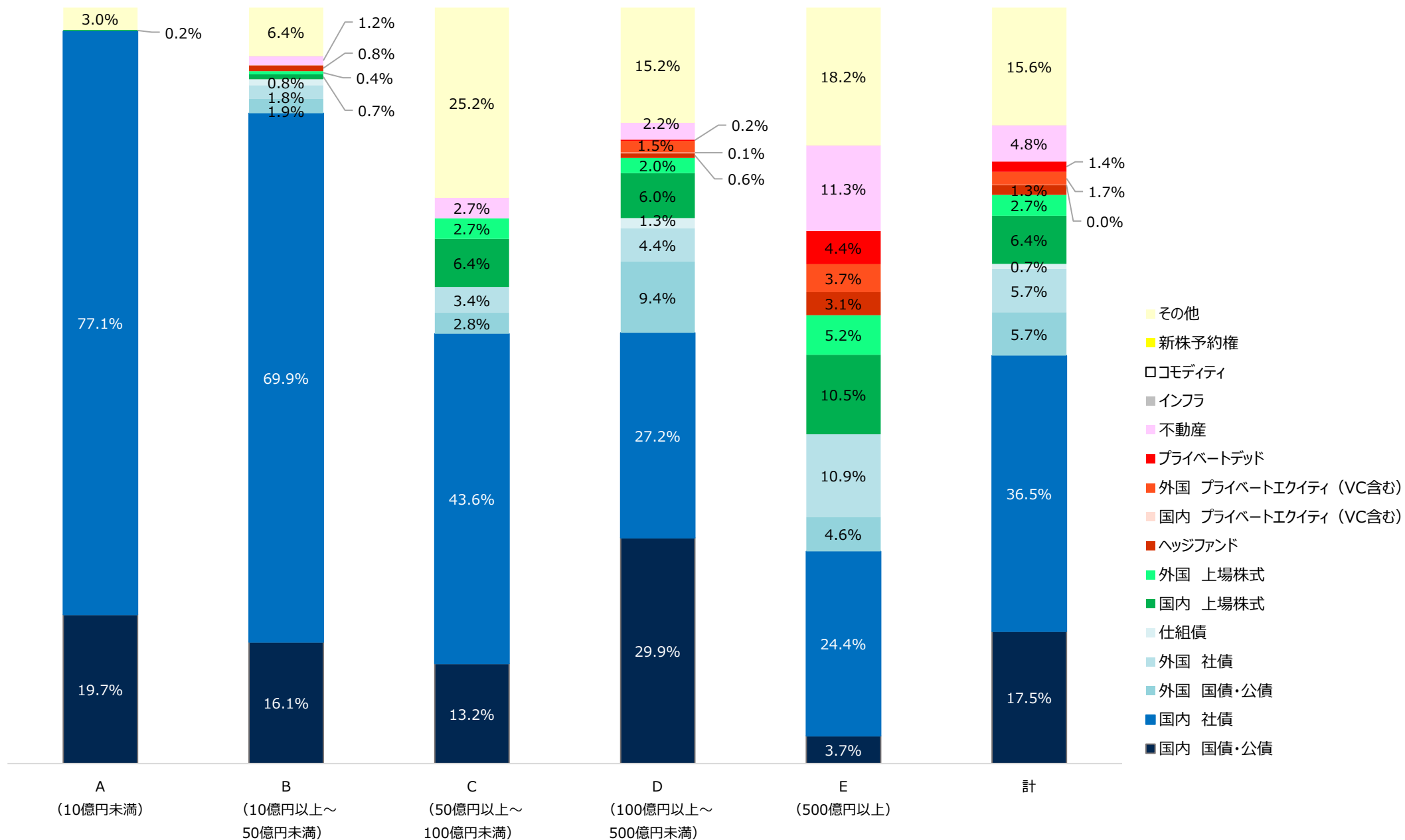
（※）公立大学法人の運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）+投資その他資産（有価証券）の合計。

（※）学校法人の運用対象資産：貸借対照表上の特定資産+有価証券（固定資産）+有価証券（流動資産）+現金預金から、流動負債及び第4号基本金相当額を除いた額の合計。

【調査結果】

(1) 国立大学法人

国立大学法人の運用対象資産構成（グラフ）



法人数	34法人	34法人	7法人	8法人	2法人	85法人
合計	67億円	763億円	508億円	1,726億円	1,309億円	4,373億円
中央値	1.3億円	20.7億円	71.2億円	192.2億円	654.6億円	14.6億円

国立大学法人の運用対象資産構成（表）

（単位：億円）

種別	運用対象資産規模別	A （10億円未満）		B （10億円以上～ 50億円未満）		C （50億円以上～ 100億円未満）		D （100億円以上～ 500億円未満）		E （500億円以上）		計	
		34		34		7		8		2		85	
債券	国内 国債・公債	13.2	19.7%	122.6	16.1%	67.2	13.2%	513.9	29.8%	48.0	3.7%	764.9	17.5%
	国内 社債	51.9	77.2%	533.6	70.0%	221.6	43.6%	468.7	27.2%	319.4	24.4%	1,595.2	36.5%
	外国 国債・公債	0.0	0.0%	14.4	1.9%	14.1	2.8%	162.5	9.4%	59.7	4.6%	250.7	5.7%
	外国 社債	0.0	0.0%	13.8	1.8%	17.3	3.4%	76.6	4.4%	143.0	10.9%	250.6	5.7%
	仕組債	0.0	0.0%	6.0	0.8%	0.0	0.0%	23.1	1.3%	0.0	0.0%	29.1	0.7%
	債券 小計	65.1	96.9%	690.3	90.5%	320.2	63.0%	1,244.7	72.1%	570.1	43.5%	2,890.5	66.1%
株式	国内 上場株式	0.1	0.2%	5.0	0.7%	32.3	6.4%	102.8	6.0%	138.0	10.5%	278.2	6.4%
	外国 上場株式	0.0	0.0%	3.2	0.4%	13.8	2.7%	35.0	2.0%	68.3	5.2%	120.2	2.7%
	株式 小計	0.1	0.2%	8.1	1.1%	46.1	9.1%	137.8	8.0%	206.3	15.8%	398.4	9.1%
その他資産	ヘッジファンド	0.0	0.0%	6.0	0.8%	0.0	0.0%	10.9	0.6%	40.1	3.1%	56.9	1.3%
	国内 プライベートエクイティ（VC含む）	0.0	0.0%	0.2	0.0%	0.0	0.0%	1.6	0.1%	0.0	0.0%	1.8	0.0%
	外国 プライベートエクイティ（VC含む）	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	26.6	1.5%	48.3	3.7%	75.0	1.7%
	プライベートデッド	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2.6	0.2%	57.4	4.4%	60.0	1.4%
	不動産	0.0	0.0%	9.1	1.2%	13.8	2.7%	38.8	2.2%	148.2	11.3%	209.9	4.8%
	インフラ	0.0	0.0%	0.2	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.2	0.0%
	コモディティ	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	新株予約権	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.1	0.0%	0.1	0.0%	0.2	0.0%
	その他	2.0	3.0%	48.7	6.4%	127.8	25.2%	263.1	15.2%	238.7	18.2%	680.3	15.6%
	その他資産 小計	2.0	3.0%	64.1	8.4%	141.7	27.9%	343.6	19.9%	532.9	40.7%	1,084.2	24.8%
	総計	67.2	100.0%	762.6	100.0%	508.0	100.0%	1,726.1	100.0%	1,309.2	100.0%	4,373.1	100.0%

（※）運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）＋投資その他資産（有価証券）＋金銭の信託の合計。

国立大学法人等においては、独立行政法人通則法第47条及び国立大学法人法第33条の5に基づき業務上の余裕金のみが運用可能とされるが、**現金預金のうち業務上の余裕金相当額が財務諸表から把握できないため、運用対象資産の集計対象に含めていない。**

（※）国立大学法人等の資金運用は以下のとおり法令による規制を受ける。

・独立行政法人通則法第47条・・・全国国立大学法人が対象。運用の原資については、すべての業務上の余裕金が対象となる。

運用対象は、国債や地方債、政府保証債、預金といった元本保証がある安全資産に限定される。

・国立大学法人法第33条の5・・・文部科学大臣の認定を受けることで、別紙1の認定基準に基づく元本保証のない金融商品による運用を行うことができる。

運用の原資に関しては、業務上の余裕金のうち、国立大学法人施行規則第9条の5の要件を満たしたものに限定される。

なお、指定国立大学は認定を受けることなく、国立大学法人法第33条の5に基づく運用が可能。

（※）端数調整により、一部合計欄の数値と一致しないことがある。

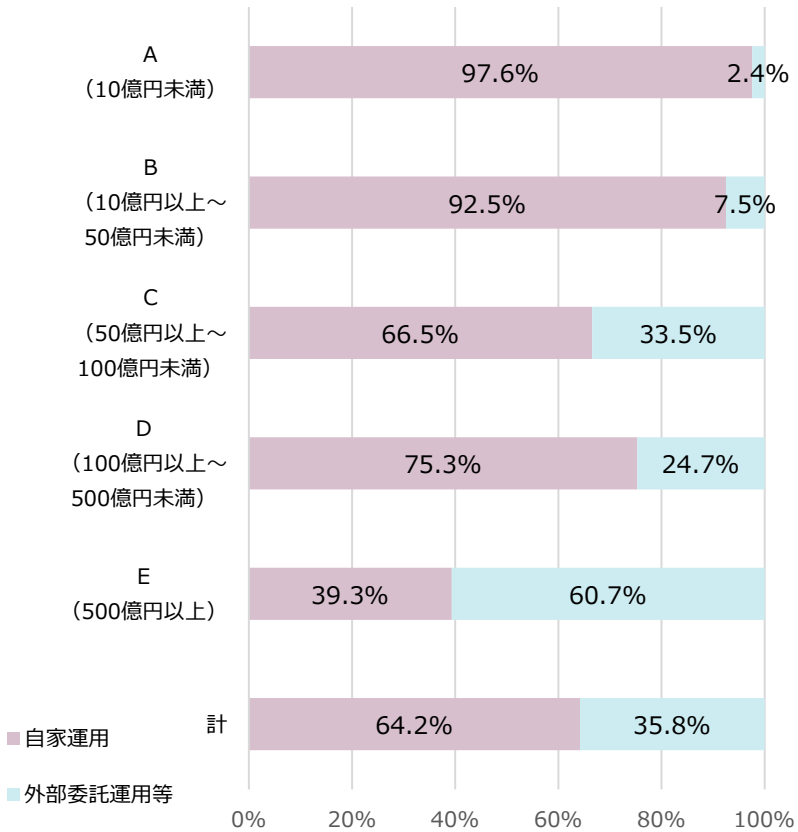
運用資産規模別、認定基準別の認定状況

自家運用	A	B	C	D	E	計
未認定	24	6	0	0	0	30
基準 1	9	17	2	0	0	28
基準 2	1	8(1)	2	2(1)	0	13(2)
基準 3	0	3(1)	3(3)	6(5)	2(2)	14(11)
うち指定国立等	0	0	2(2)	5(5)	2(2)	9(9)
計	34	34(2)	7(3)	8(6)	2(2)	85(13)

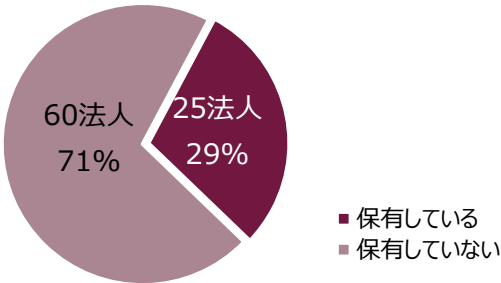
委託運用	A	B	C	D	E	計
未認定	34	28(1)	3	2(1)	0	67(2)
基準 4 の 1	0	0	0	0	0	0
基準 4 の 2	0	6(1)	4(3)	6(5)	2(2)	18(11)
うち指定国立等	0	0	2(2)	5(5)	2(2)	9(9)
計	34	34(2)	7(3)	8(6)	2(2)	85(13)

※指定国立大学等については個別認可なく基準第3、第4の2の運用が可能
※令和8年7月1日時点
※括弧はアセットオーナー・プリンシプルの受入れを表明している法人数（内数）

自家運用と外部委託運用等の割合



オルタナティブ資産の保有状況



資産規模	法人数	割合	
A	2法人	6%	(34法人中)
B	9法人	26%	(34法人中)
C	6法人	86%	(7法人中)
D	6法人	75%	(8法人中)
E	2法人	100%	(2法人中)
計	25法人	29%	(85法人)

※オルタナティブ資産：ヘッジファンド・国内プライベートエクイティ・外国プライベートエクイティ・プライベートデッド・不動産・インフラ・コモディティ

【参考】国立大学法人における業務上の余裕金運用にかかる認定基準（国立大学法人法第33条の5）

【自家運用】（第1～第3）

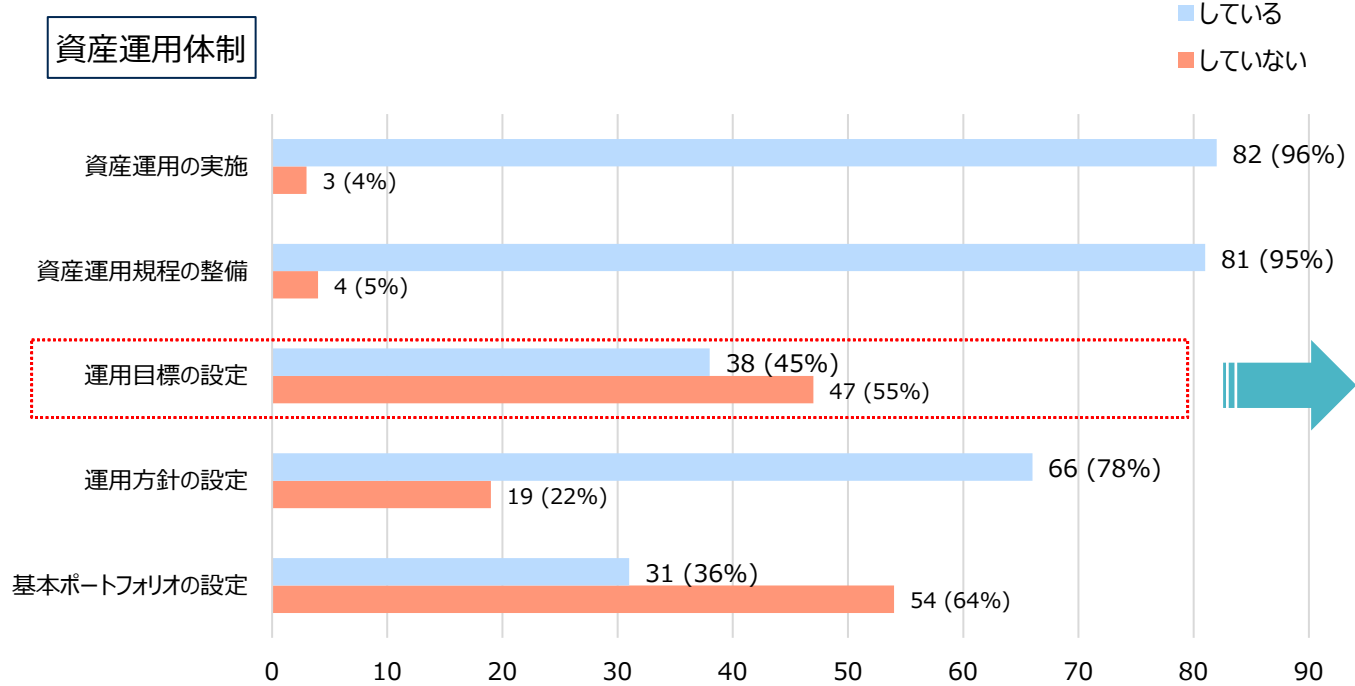
	第1	第2	第3
対象の 金融商品	・貯金、外貨預金（決済用） ・資産流動化法に規定する特定社債券 ・無担保社債券（仕組債を除く） ・コマーシャルペーパー 【投資適格債のみ】	・外貨預金（為替差益目的など、決済用以外） ・（外国）投資信託の受益証券 【第2までの商品を対象とするもののみ】 ・投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券 ・外貨建ての有価証券（金融商品取引法第1号から第5号、第12号、第15号） 【投資適格債のみ】 など	・投資証券／新投資口予約権証券／投資法人債券／外国投資証券【第2以外】 ・外貨建ての有価証券（金融商品取引法第1号から第5号、第12号、第15号） 【第2以外】 ・（外国）投資信託の受益証券【第2以外】 ・資産流動化に規定する特定社債券 ・無担保社債券 ・コマーシャルペーパー 【第1以外】など
大学の 体制整備	○資金運用管理規程（※1）の策定 ○資金運用管理委員会 ・必要に応じ設置（既存の会議体での代替可） ・複数の委員から構成 ・半期に1回以上開催 ○資金運用を担当する役員及び複数名の職員を配置	○資金運用管理規程（※1）の策定 ○資金運用管理委員会 ・必置 ・四半期に1回以上開催 ・5人以上の委員（2人以上が学外委員、「業務として2年以上の資金運用の実務経験者」と「同窓会会員か寄附者」がそれぞれ1人以上） ○資金運用を担当する役員及び複数名の職員（うち、1人以上は常勤職員）を配置	○左記と同様かそれ以上の体制（第3の運用が可能な体制）
資金運用認定 委員会（国）の 確認	実施しない		実施する （第3の運用に必要な体制が 備わっているかを確認する）

【委託運用】（金銭信託）（第4）

	一	二
ポートフォリオ内 アセット別リスク	投資対象が全て ・元本割れしない安全資産 及び ・自家運用の第1・第2（上掲）の対象の金融商品	投資対象の中に ・自家運用の第3（上掲）の対象の金融商品 又は ・自家運用の対象外の金融商品（株式等） が含まれる。
大学の 体制整備	○資金運用管理規程（※1）の策定 ○資金運用管理委員会 ・必置 ・四半期に1回以上開催 ・5人以上の委員（2人以上が学外委員、「業務として2年以上の資金運用の実務経験者」と「同窓会会員か寄附者」がそれぞれ1人以上） ○資金運用を担当する役員及び複数名の職員を配置	
資金運用認定 委員会（国）の 確認	実施しない	実施する （リスク・リターンバランスや運用の手法等を定めている運用ガイドライン 案等を確認し、大学が委託運用を適切に行う知識・経験を有しているか等 を確認する）

国立大学法人の資産運用体制について

資産運用体制



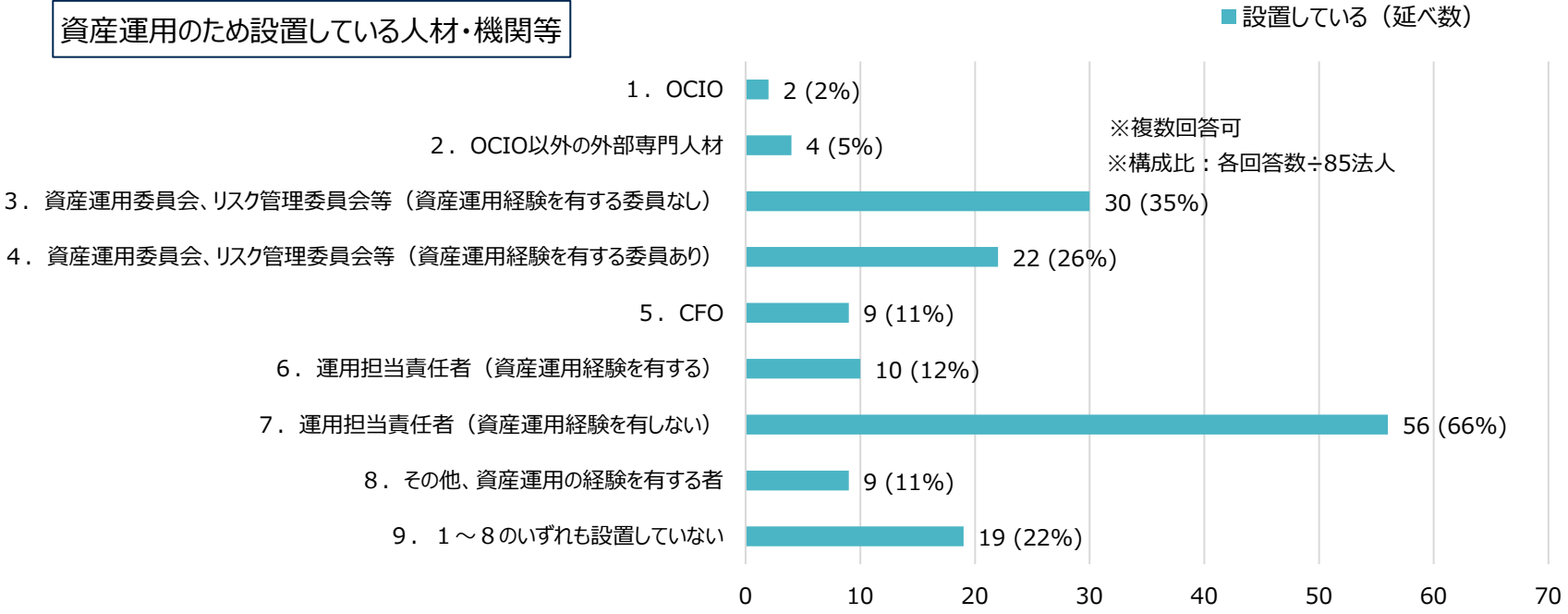
※構成比：各回答数÷各項目の合計
※資産運用の実施には定期性預金含む

目標リターン水準 (件数)

	A	B	C	D	E	計
6%以上～10%未満	0	1	0	1	0	2
4%以上～6%未満	0	2	0	2	1	5
2%以上～4%未満	0	1	3	3	1	8
0%以上～2%未満	5	9	0	1	0	15
未回答	29	21	4	1	0	55
計	34	34	7	8	2	85
中央値 (%)	0.9	1.2	3.0	3.0	4.0	1.8

※中央値は未回答を除く30法人を対象に集計
※D区分の2～4%には物価上昇率+3%と回答した1法人を含む

資産運用のため設置している人材・機関等



※複数回答可
※構成比：各回答数÷85法人

- ◆運用対象資産規模
- A (10億円未満)
 - B (10億円以上～50億円未満)
 - C (50億円以上～100億円未満)
 - D (100億円以上～500億円未満)
 - E (500億円以上)

「9. 1～8のいずれも設置していない」法人の内訳

A	16
B	3
C	0
D	0
E	0
計	19

国立大学法人におけるアセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況

	法人数	A	B	C	D	E
1. 受入れ表明済	13	0	2	3	6	2
2. 準備中	2	0	0	0	2	0
3. 検討中	41	18	19	4	0	0
4. 予定なし	29	16	13	0	0	0
計	85	34	34	7	8	2

※令和7年10月1日時点の調査結果をベースに、令和8年7月1日までに把握した状況を反映

【参考】アセットオーナー・プリンシプルについて

アセットオーナーに求められる、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を実現する上で必要となる共通の原則。

※アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドのほか、例えば資産運用を行う学校法人など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経緯： 令和6年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」において議論を行い、令和6年6月よりパブリックコメントを実施し、8月28日に公表。

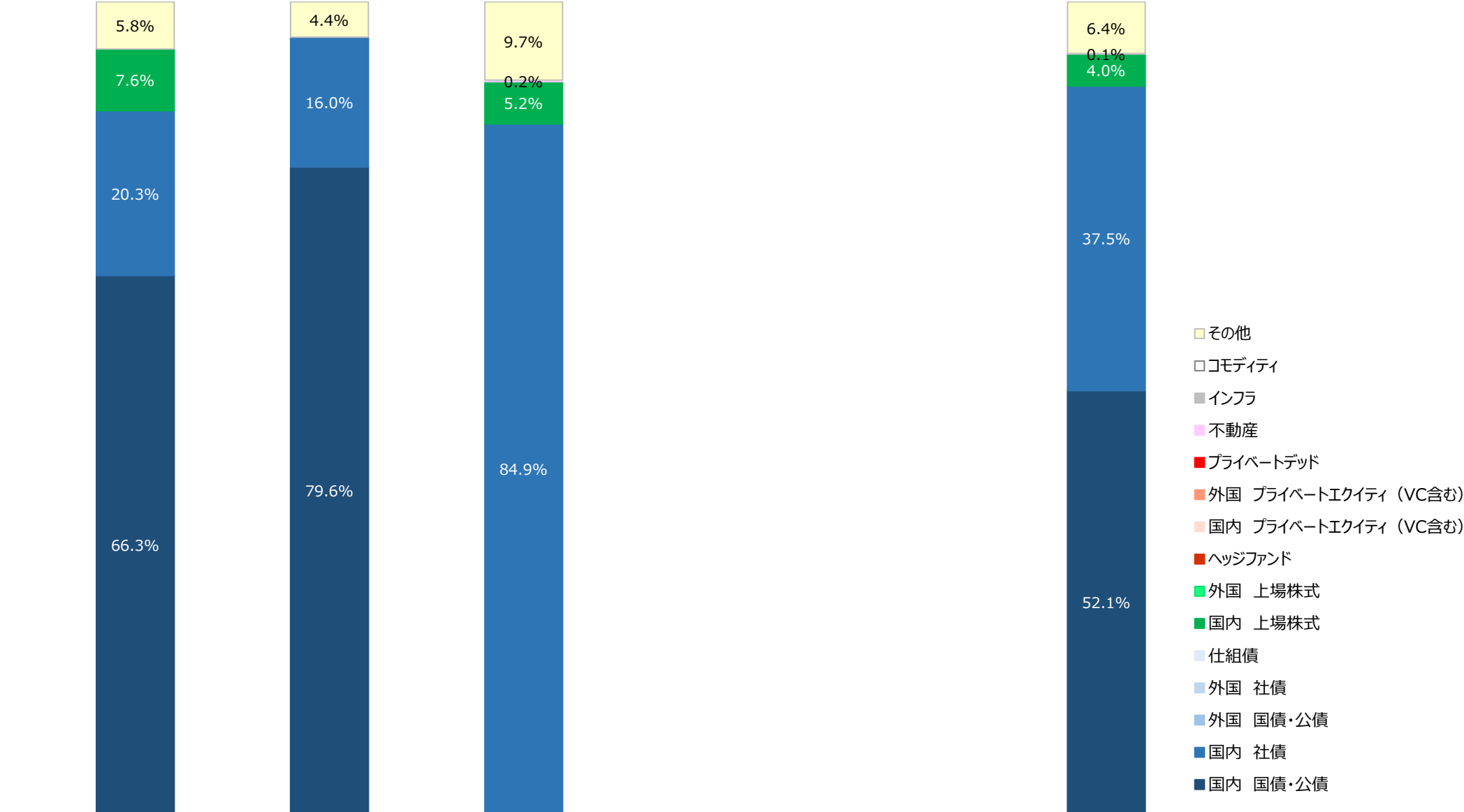
枠組み： プリンシプルの受入れは任意。「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を取る。プリンシプル受入れ時は、所管省庁に表明し、内閣官房において受入状況を一覧化して公表。

受入れ表明済 国立大学法人の一覧		
法人名		受入表明日
1	筑波大学	令和6年9月19日
2	東京大学	令和6年10月18日
3	一橋大学	令和6年12月19日
4	東北大学	令和6年12月26日
5	神戸大学	令和7年3月10日
6	京都大学	令和7年4月15日
7	東京科学大学	令和7年5月1日
8	東海国立大学機構	令和7年6月4日
9	金沢大学	令和7年6月27日
10	九州大学	令和7年10月28日
11	大阪大学	令和7年12月10日
12	鹿児島大学	令和8年6月25日
13	浜松医科大学	令和8年7月1日

【調査結果】

(2) 公立大学法人

公立大学法人の運用対象資産構成（グラフ）



	A	B	C	D	E	計
	(10億円未満)	(10億円以上～50億円未満)	(50億円以上～100億円未満)	(100億円以上～500億円未満)	(500億円以上)	
法人数	81法人	3法人	1法人	0法人	0法人	85法人
合計	57億円	69億円	52億円	—	—	178億円
中央値	0.0億円	15.0億円	51.8億円	—	—	66.8億円

公立大学法人の運用対象資産構成（表）

（単位：億円）

種別	運用対象資産規模別法人数	A （10億円未満）		B （10億円以上～ 50億円未満）		C （50億円以上～ 100億円未満）		D （100億円以上～ 500億円未満）		E （500億円以上）		計	
		81		3		1		0		0		85	
債券	国内 国債・公債	37.5	66.3%	54.7	79.6%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	92.2	52.1%
	国内 社債	11.5	20.3%	11.0	16.0%	44.0	84.9%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	66.5	37.5%
	外国 国債・公債	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	外国 社債	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	仕組債	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
債券 小計		49.0	86.6%	65.7	95.6%	44.0	84.9%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	158.7	89.6%
株式	国内 上場株式	4.3	7.6%	0.0	0.0%	2.7	5.2%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	7.0	4.0%
	外国 上場株式	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
株式 小計		4.3	7.6%	0.0	0.0%	2.7	5.2%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	7.0	4.0%
その他資産	ヘッジファンド	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	国内 プライベートエクイティ（VC含む）	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	外国 プライベートエクイティ（VC含む）	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	プライベートデッド	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	不動産	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.1	0.2%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.1	0.1%
	インフラ	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	コモディティ	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	新株予約権	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%
	その他	3.3	5.8%	3.0	4.4%	5.0	9.7%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	11.3	6.4%
総計		56.6	100%	68.7	100.0%	51.8	100.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	177.1	100.0%

（※）運用対象資産：貸借対照表上の流動資産（有価証券）＋投資その他資産（有価証券）の合計。

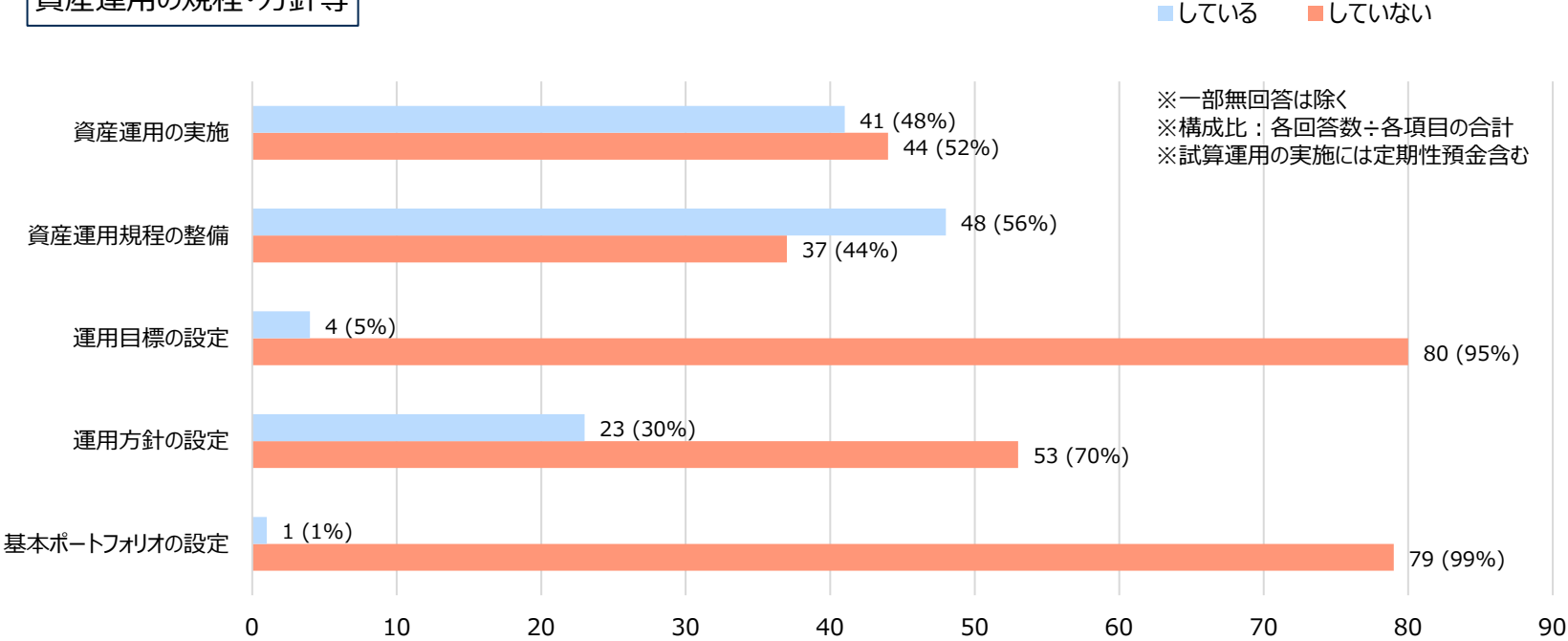
公立大学法人においては、地方独立行政法人法第43条に基づき業務上の余裕金のみが運用可能とされるが、
現金預金のうち業務上の余裕金相当額が財務諸表から把握できないため、運用対象資産の集計対象に含めていない。

（※）公立大学法人の資金運用は以下のとおり法令による規制を受ける。

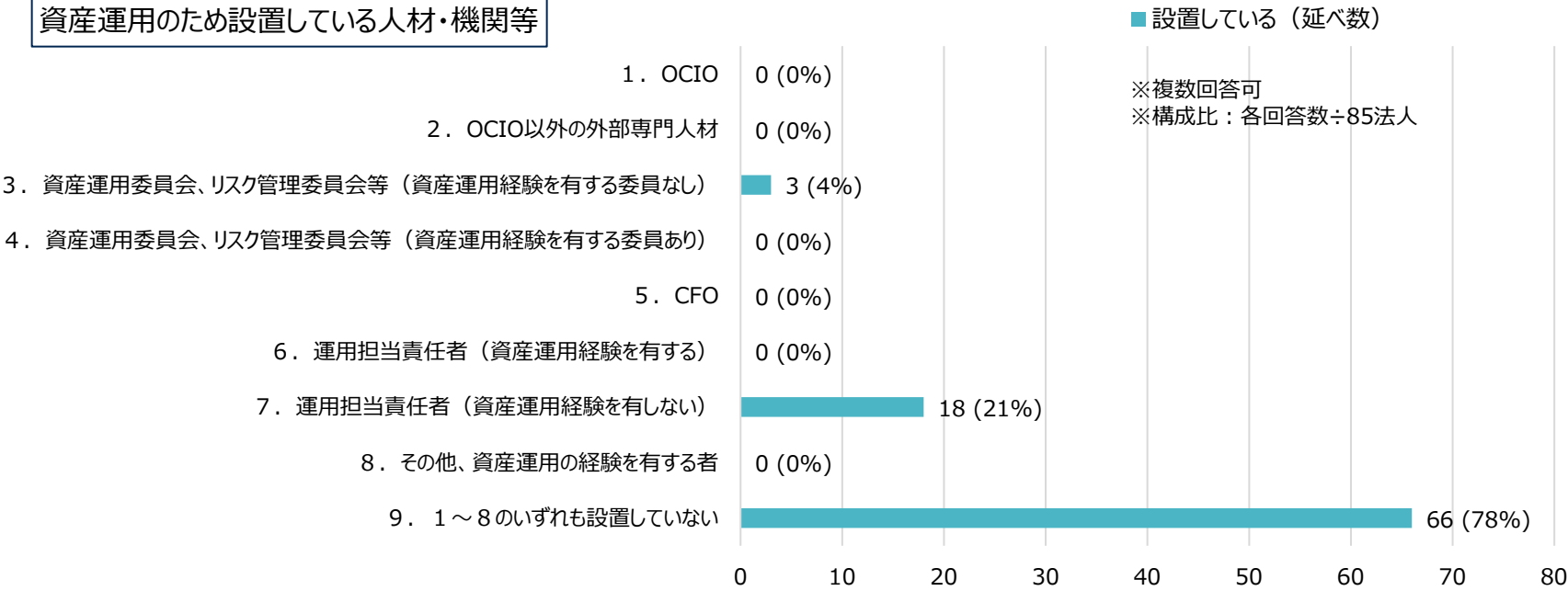
・地方独立行政法人法第43条…運用の原資については、すべての業務上の余裕金が対象となる。運用対象は、国債や地方債、政府保証債、預金といった元本保証がある安全資産に限定される。
（保有する株式、その他資産は現物寄附により取得したもの。）

公立大学法人の資産運用体制

資産運用の規程・方針等



資産運用のため設置している人材・機関等



◆運用対象資産規模

A (10億円未満)
B (10億円以上～50億円未満)
C (50億円以上～100億円未満)
D (100億円以上～500億円未満)
E (500億円以上)

「9. 1～8のいずれも設置していない」法人の内訳	
A	65
B	1
C	0
D	0
E	0
計	66

【参考】公立大学法人の資産運用制度の概要

公立大学法人において実施可能な資金運用の内容

－地方独立行政法人法第43条－

- ・ 国債
- ・ 地方債
- ・ 政府保証債
- ・ 預金
- ・ 金銭信託
- ・ 総務省令で定める有価証券（地方独立行政法人法施行規則第5条）
- ・ 金融債
- ・ 社債
- ・ 特別の法律により法人の発行する債券
- ・ 貸付信託の受益証券
- ・ 外国政府等の発行する債券であって本邦通貨をもって表示されるもの

○地方独立行政法人法（抄）

（余裕金の運用）

第四十三条 地方独立行政法人は、次に掲げる方法による場合を除くほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。）その他総務省令で定める有価証券の取得
- 二 銀行その他総務省令で定める金融機関への預金
- 三 信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。以下同じ。）への金銭信託

○地方独立行政法人法施行規則（抄）

（有価証券）

第五条 法第四十三条第一号に規定する総務省令で定める有価証券は、次の各号に掲げる地方独立行政法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める債券とする。

- 一 法第六十八条第一項に規定する公立大学法人 次に掲げる債券（イからハまで及びホに掲げる債券にあつては、安全かつ効率的な運用に資するものとして、総務大臣が定める基準に適合するものに限る。）
 - イ 特別の法律により法人の発行する債券
 - ロ 金融債
 - ハ 社債
 - ニ 貸付信託法（昭和二十七年法律第百九十五号）に規定する貸付信託の受益証券
 - ホ 外国政府、外国の地方公共団体、国際機関及び外国の特別の法令により設立された外国法人の発行する債券であつて、本邦通貨をもって表示されるもの

（金融機関）

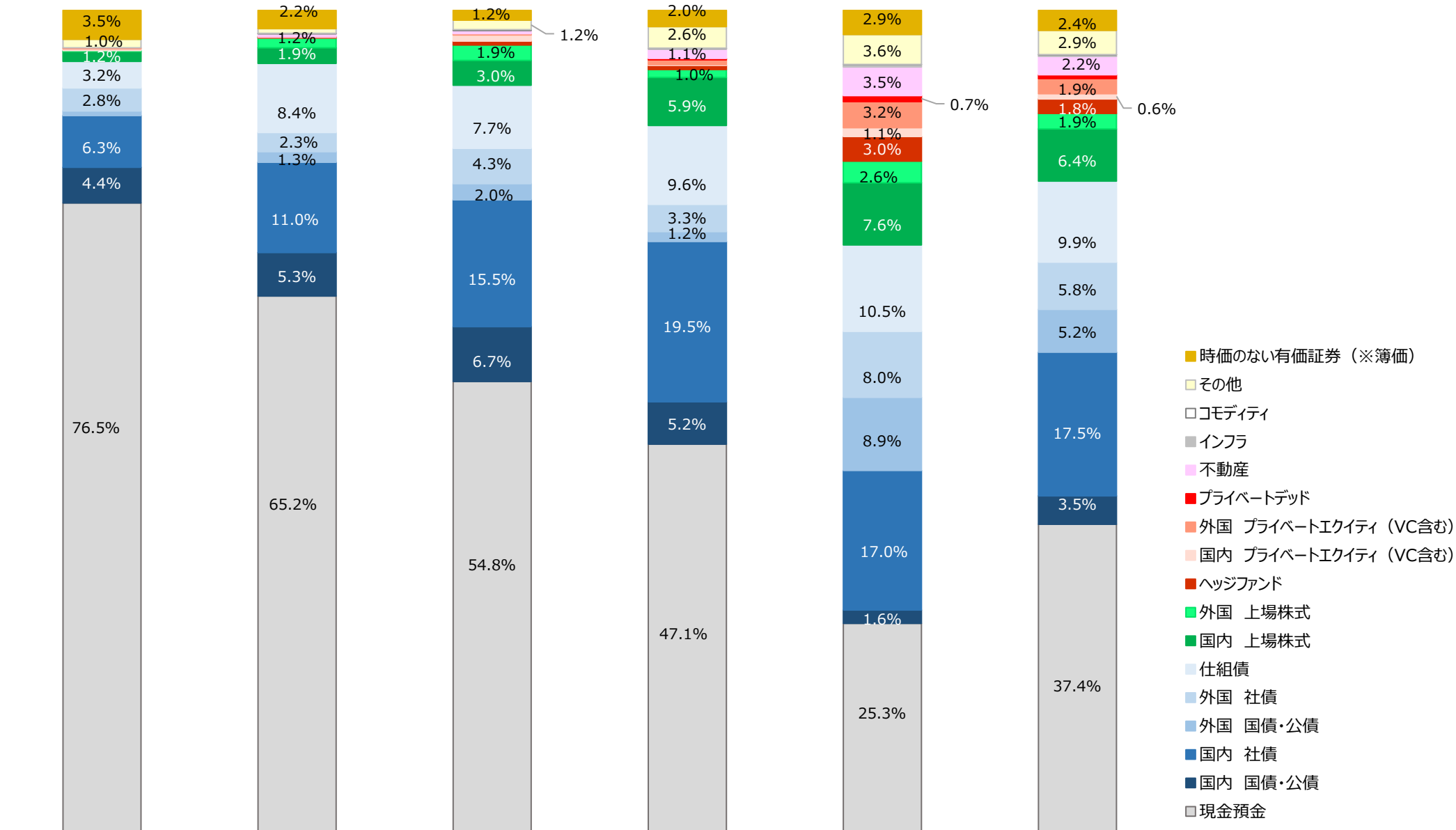
第六条 法第四十三条第二号に規定する総務省令で定める金融機関は、次のとおりとする。

- 一 信用協同組合及び信用協同組合連合会
- 二 信用金庫及び信金中央金庫
- 三 労働金庫及び労働金庫連合会
- 四 農業協同組合及び農業協同組合連合会
- 五 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 六 農林中央金庫
- 七 株式会社商工組合中央金庫

【調査結果】

(3) 学校法人

学校法人の運用対象資産構成（グラフ）



法人数	129法人	173法人	94法人	167法人	46法人	609法人
合計	483億円	4,552億円	6,817億円	3兆8,354億円	5兆2,873億円	10兆3,079億円
中央値	3.0億円	24.3億円	70.6億円	204.2億円	747.0億円	50.2億円

学校法人の運用対象資産構成（表）

（単位：億円）

種別	運用対象資産規模別法人数	A (10億円未満)		B (10億円以上～ 50億円未満)		C (50億円以上～ 100億円未満)		D (100億円以上～ 500億円未満)		E (500億円以上)		計	
		129		173		94		167		46		609	
現金預金		369.4	76.5%	2,966.5	65.2%	3,732.4	54.8%	18,076.0	47.1%	13,358.8	25.3%	38,503.1	37.4%
債券	国内 国債・公債	21.0	4.4%	241.0	5.3%	455.7	6.7%	1,977.4	5.2%	863.5	1.6%	3,558.6	3.5%
	国内 社債	30.5	6.3%	501.9	11.0%	1,054.1	15.5%	7,492.6	19.5%	8,989.6	17.0%	18,068.6	17.5%
	外国 国債・公債	2.6	0.5%	58.6	1.3%	134.8	2.0%	462.0	1.2%	4,719.8	8.9%	5,377.8	5.2%
	外国 社債	13.6	2.8%	106.2	2.3%	293.6	4.3%	1,270.4	3.3%	4,252.8	8.0%	5,936.6	5.8%
	仕組債	15.6	3.2%	383.2	8.4%	523.9	7.7%	3,695.4	9.6%	5,567.8	10.5%	10,185.9	9.9%
債券 小計		83.3	17.3%	1,290.8	28.4%	2,462.1	36.1%	14,897.9	38.8%	24,393.5	46.1%	43,127.6	41.8%
株式	国内 上場株式	5.9	1.2%	86.3	1.9%	207.0	3.0%	2,246.0	5.9%	4,008.0	7.6%	6,553.2	6.4%
	外国 上場株式	0.4	0.1%	54.3	1.2%	127.3	1.9%	369.0	1.0%	1,395.2	2.6%	1,946.3	1.9%
株式 小計		6.3	1.3%	140.7	3.1%	334.3	4.9%	2,615.0	6.8%	5,403.1	10.2%	8,499.5	8.2%
その他資産	ヘッジファンド	0	0%	2.5	0.1%	32.2	0.5%	193.1	0.5%	1,585.3	3.0%	1,813.2	1.8%
	国内 プライベートエクイティ（VC含む）	1.1	0.2%	1.9	0.04%	51.0	0.7%	33.5	0.1%	570.5	1.1%	658.0	0.6%
	外国 プライベートエクイティ（VC含む）	0.6	0.1%	1.7	0.04%	10.9	0.2%	223.4	0.6%	1,678.8	3.2%	1,915.4	1.9%
	プライベートデッド	0	0%	1.0	0.02%	0	0%	72.1	0.2%	390.4	0.7%	463.6	0.4%
	不動産	0	0%	16.8	0.4%	25.3	0.4%	424.0	1.1%	1,843.9	3.5%	2,310.0	2.2%
	インフラ	0	0%	0.1	0.0%	0	0%	49.8	0.1%	163.5	0.3%	213.3	0.2%
	コモディティ	0	0%	2.0	0.04%	8.1	0.1%	5.0	0.01%	5.2	0.01%	20.4	0.02%
	その他	4.9	1.0%	26.5	0.6%	78.7	1.2%	1,004.5	2.6%	1,920.7	3.6%	3,035.3	2.9%
その他資産 小計		6.6	1.4%	52.5	1.2%	206.3	3.0%	2,005.4	5.2%	8,158.3	15.4%	10,429.2	10.1%
時価のない有価証券		17.1	3.5%	101.2	2.2%	81.7	1.2%	760.1	2.0%	1,559.2	2.9%	2,519.2	2.4%
総計		482.8	100.0%	4,551.6	100.0%	6,816.8	100.0%	38,354.4	100.0%	52,873.0	100.0%	103,078.6	100.0%

（※1）端数調整により、一部合計欄の数値と一致しないことがある。

（※2）運用対象資産：貸借対照表上の特定資産+有価証券（固定資産）+有価証券（流動資産）+現金預金から、流動負債及び第4号基本金相当額を除いた額の合計。

（※3）現金預金：運用対象資産から債券、株式、その他資産、時価のない有価証券を差し引いた金額。なお、差し引き後の金額がマイナスの場合は0としている。

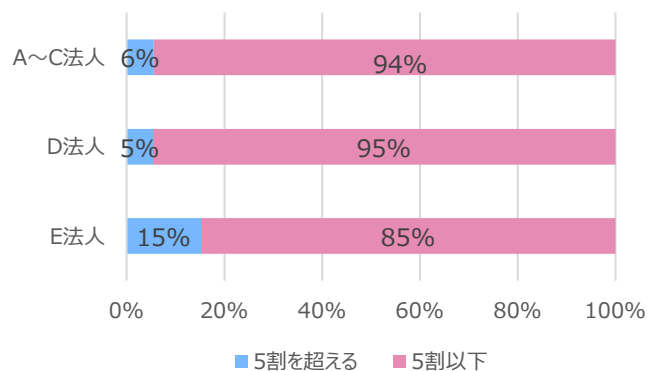
（※4）仕組債：債券にデリバティブが組み込まれた複雑な金融商品。大きな損失の可能性や流動性リスクがあるため、そうした特性・リスクも十分に理解したうえで、慎重に投資の可否を検討・判断する必要がある。

（※5）時価のない有価証券：非上場会社の株式など市場の取引がされておらず客観的な市場価格のない有価証券。簿価で記載している。

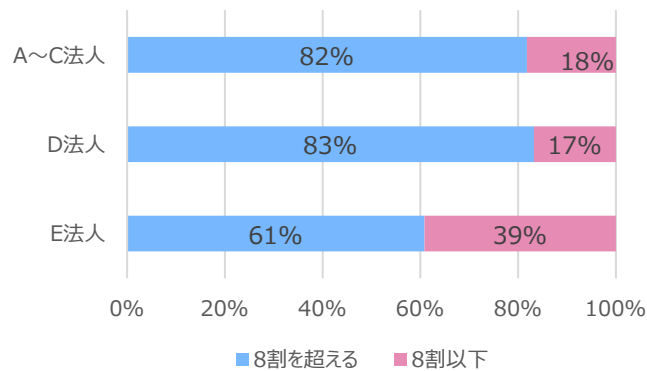
（※6）債券・株式・その他資産として計上した額（計62,056.3億円）のうち、12.4%（12,787.1億円）は、投資信託及び金銭の信託により運用されている。

規模に応じた運用状況・大規模法人の中での二極化の状況

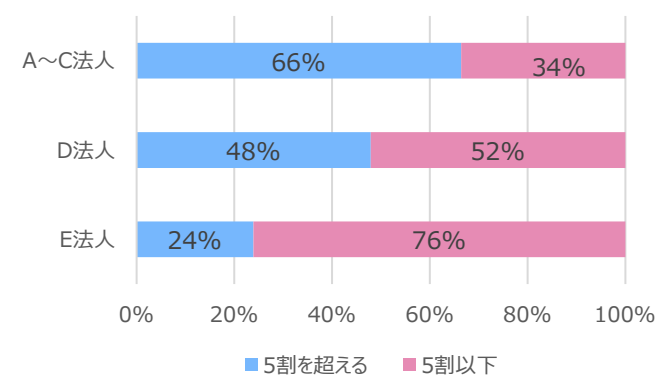
現金預金・債券以外（株式・その他資産等）
の割合が5割を超える法人



現金預金・債券の割合が8割を超える法人

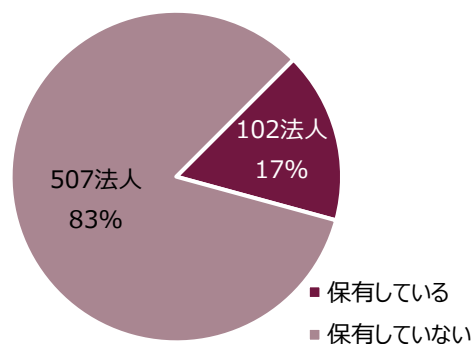


現金預金の割合が5割を超える法人



Eの46法人のうち、現金預金・債券以外（上場株式やオルタナティブ資産等）での運用が5割を超える学校法人が7法人（全体の15%）ある一方で、現金預金・債券が8割を超える学校法人は28法人（全体の61%）、現金預金が5割を超える学校法人も11法人（全体の24%）ある。

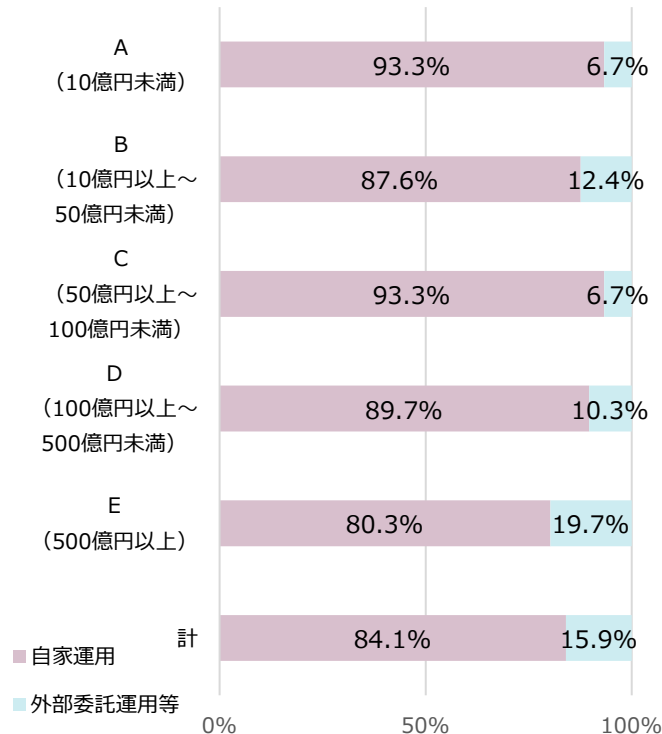
オルタナティブ資産の保有状況



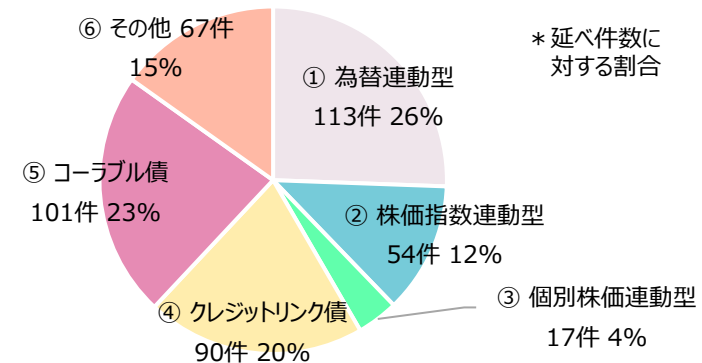
保有している学校法人（102法人）の内訳

資産規模	法人数	割合	
A	1法人	1%	(129法人中)
B	21法人	21%	(173法人中)
C	17法人	18%	(94法人中)
D	40法人	24%	(167法人中)
E	23法人	50%	(46法人中)
計	102法人	17%	(609法人)

自家運用と外部委託運用等の割合



学校法人における仕組債の種類

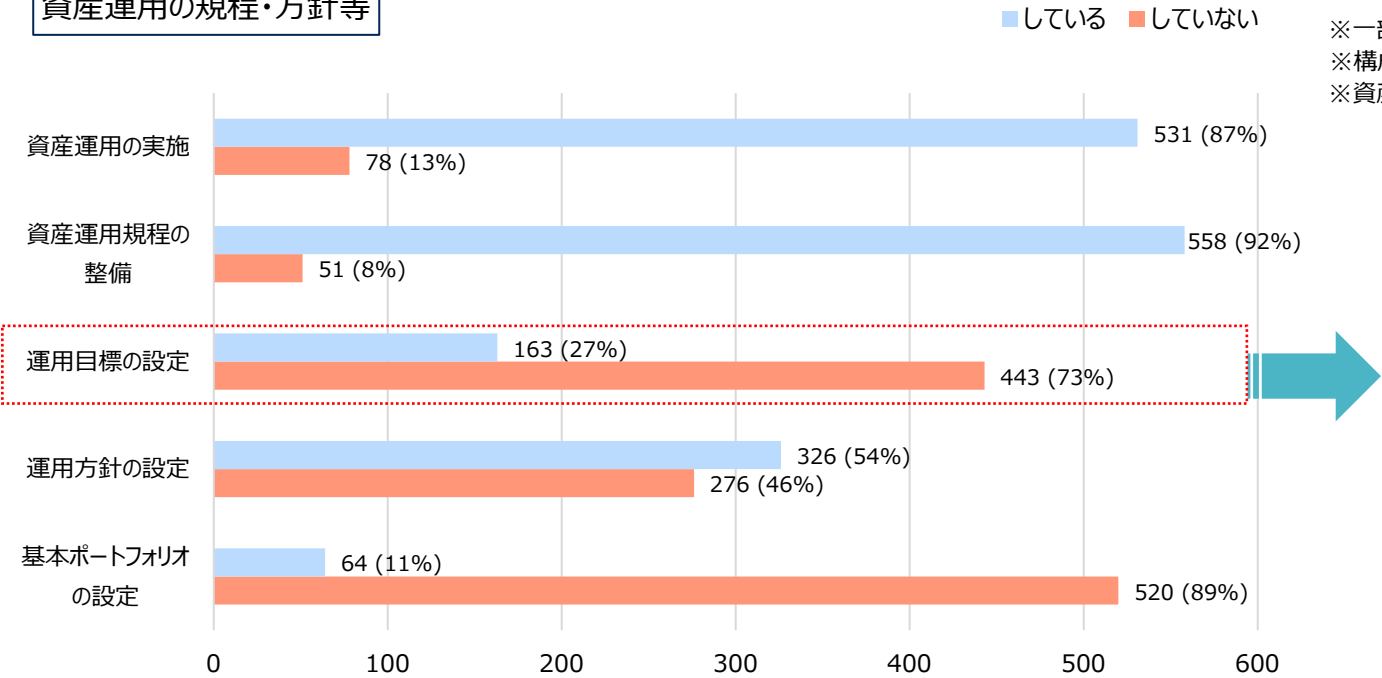


仕組債は複雑な金融商品であり、大きな損失の可能性や流動性リスクがあるため、そうした特性・リスクも十分に理解したうえで、**慎重に投資の可否を検討・判断する必要がある。**

- ① 為替レートの変動に応じて、利率や償還額が変動する債券
- ② 日経平均等の株価指数の変動に応じて、利率や償還額が変動する債券
- ③ 特定の株式価格を参照指標とし、その株価の変動に応じて、利率や償還額が変動又は株式で償還される債券
- ④ CDS（クレジット・デフォルト・スワップ）を内包し、発行体と特定企業（参照組織）の信用リスクを引き受ける債券
- ⑤ 発行体が満期前に償還できる権利（期限前償還条項）を有する債券

学校法人の資産運用体制

資産運用の規程・方針等



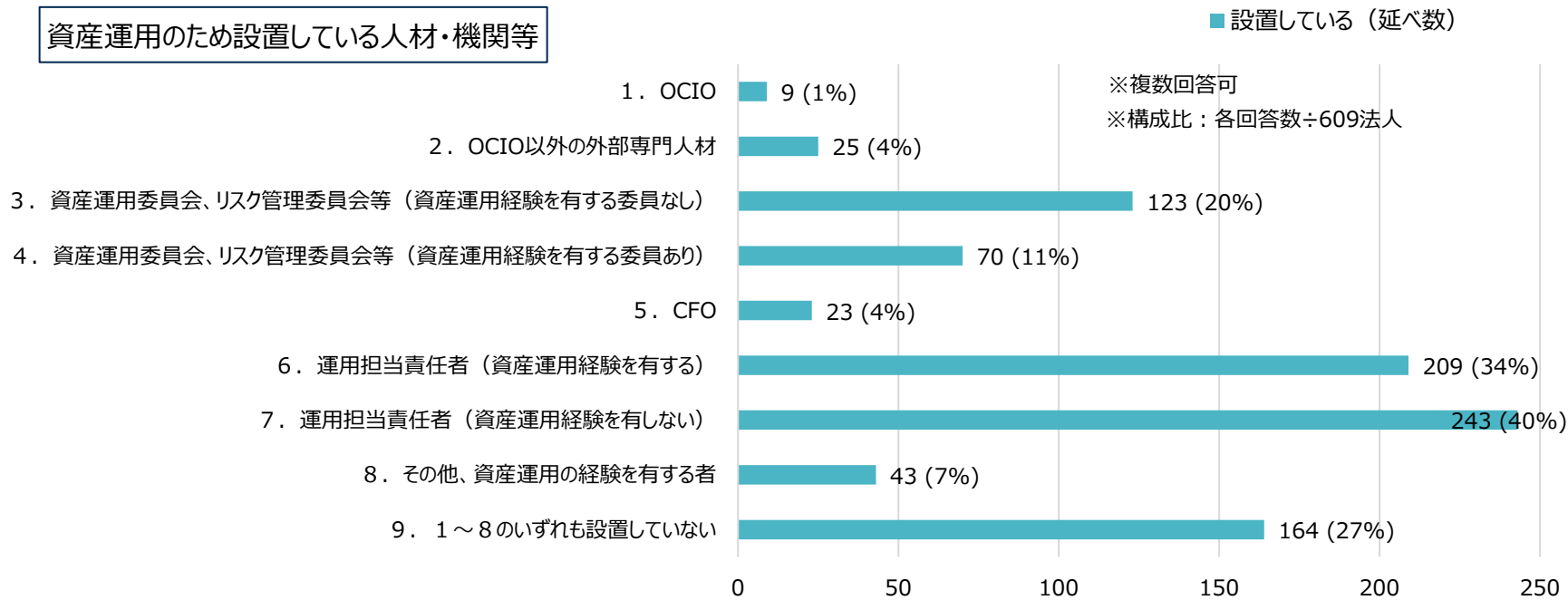
※一部無回答は除く
※構成比：各回答数÷各項目の合計
※資産運用の実施には定期性預金含む

目標リターンの水準

	(件数)					
	A	B	C	D	E	計
6%以上～	0	2	0	1	0	3
4%以上～6%未満	0	3	1	3	1	8
2%以上～4%未満	0	7	10	18	13	48
0%以上～2%未満	1	10	4	23	2	40
計	1	22	15	45	16	99
中央値 (%)	0.8	2.0	2.0	1.7	3.0	2.0

※回答があったもののみ

資産運用のため設置している人材・機関等



※複数回答可
※構成比：各回答数÷609法人

◆運用対象資産規模

- A (10億円未満)
- B (10億円以上～50億円未満)
- C (50億円以上～100億円未満)
- D (100億円以上～500億円未満)
- E (500億円以上)

「9. 1～8のいずれも設置していない」法人の内訳

A	74
B	55
C	18
D	17
E	0
計	164

アセットオーナー・プリンシプルの受入れ状況

	法人数	A	B	C	D	E
1. 受入れ表明済	23	0	2	2	12	7
2. 準備中	9	1	1	3	2	2
3. 検討中	303	36	71	53	109	34
4. 予定なし	269	91	96	35	44	3
計	604	128	170	93	167	46

※令和7年10月1日時点の調査結果をベースに、令和8年7月1日までに把握した状況を反映

※無回答除く

【参考】アセットオーナー・プリンシプルについて

アセットオーナーに求められる、受益者等の最善の利益を勘案して、その資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を実現する上で必要となる共通の原則。

※アセットオーナーの範囲は、公的年金、共済組合、企業年金、保険会社、大学ファンドのほか、例えば資産運用を行う学校法人など幅広く、その規模や運用資金の性格等は様々。

経緯： 令和6年3月～6月に、新しい資本主義実現会議の下、「アセットオーナー・プリンシプルに関する作業部会」において議論を行い、令和6年6月よりパブリックコメントを実施し、8月28日に公表。

枠組み： プリンシプルの受入れは任意。「コンプライ・オア・エクスプレイン」（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか）の手法を取る。プリンシプル受入れ時は、所管省庁に表明し、内閣官房において受入状況を一覧化して公表。

受入れ表明済 学校法人の一覧		
	法人名	受入表明日
1	上智学院	令和6年9月13日
2	立命館	令和6年10月2日
3	和洋学園	令和6年10月24日
4	大阪産業大学	令和6年10月31日
5	大同学園	令和6年11月13日
6	二松学舎	令和6年11月29日
7	東北学院	令和6年12月5日
8	昭和女子大学	令和6年12月6日
9	東洋英和女学院	令和6年12月10日
10	武蔵野音楽学園	令和6年12月12日
11	藤田学園	令和6年12月16日
12	北星学園	令和6年12月18日
13	早稲田大学	令和6年12月19日
14	近畿大学	令和6年12月23日
15	東洋大学	令和7年3月10日
16	東北医科薬科大学	令和7年3月20日
17	東成学園	令和7年3月28日
18	中村産業学園	令和7年6月20日
19	駿河台大学	令和7年9月12日
20	東京理科大学	令和7年11月21日
21	修道学園	令和7年12月9日
22	北里研究所	令和8年2月12日
23	東京女子大学	令和8年4月24日